別記様式第３号（その３の２）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

別記様式第三号（その三の二）を次のように改める。

専任教員の年齢構成・学位保有状況
（専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する専任教員）

職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計	備考
教授	博士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	修士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	短期大学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	その他	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
准教授	博士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	修士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	短期大学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	その他	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
講師	博士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	修士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	短期大学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	その他	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
助教	博士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	修士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	短期大学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	その他	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
合計	博士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	修士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	短期大学士	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	
	その他	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	

（注）

1　専門職大学等，専門職大学等の学部等，専門職学科を設ける大学若しくは短期大学，専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，別記様式第３号（その３の１）に加え，この書類を作成すること。

2　この書類は，申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。

3　この書類は，専門職大学設置基準第36条第１項，専門職短期大学設置基準第33条第１項，大学設置基準第42条の６第１項又は短期大学設置基準第35条の11第１項に規定する実務の経験等を有する専任教員についてのみ作成すること。

4　それぞれの年齢区分ごとに，別記様式第３号（その３の１）に記入した専任教員の数の内数として，実務の経験等を有する専任教員の数を記入するとともに，実務の経験等を有する専任教員のうち専門職大学設置基準第36条第２項，専門職短期大学設置基準第33条第２項，大学設置基準第42条の６第２項又は短期大学設置基準第35条の11第２項に規定する者の数を括弧書きで記入すること。

5　この書類は，申請又は届出に係る学部等の開設後，当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。

6　専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については，「その他」の欄にその数を記載し，「備考」の欄に，具体的な学位名称を付記すること。